

令和6～8年度(2024～2026年度)の保険料(年額) ★令和7年4月から80万円→80万9千円に変更されました。

所得段階	対象者		保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間★80万9千円以下の方		基準額×0.285	21,120円 (軽減額 12,648円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方	基準額×0.40	29,760円 (軽減額 14,880円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方	基準額×0.65	48,360円 (軽減額 372円)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間★80万9千円以下の方	基準額×0.85	63,240円
第5段階		世帯に住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	基準額	74,400円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.15	85,560円
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	96,720円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	119,040円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.80	133,920円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×2.00	148,800円
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.20	163,680円
第12段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.50	186,000円
第13段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.80	208,320円
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×3.00	223,200円
第15段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.20	238,080円
第16段階		合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	基準額×3.40	252,960円
第17段階		合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	基準額×3.50	260,400円
第18段階		合計所得金額が3,000万円以上の方	基準額×3.60	267,840円

- 特別徴収の方は、年金支給月に2か月分相当額が差し引かれます。
- 普通徴収の方は、年間保険料(4月分～翌年3月分)を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。
- ①介護保険料は、当該年度のご本人と世帯員の課税状況やご本人の合計所得金額に応じて、各段階に区分されます。
「世帯」は、毎年4月1日時点の状況に基づいて決められます。
- ②第1段階から第3段階は、低所得者負担軽減措置の適用により、料率が軽減されています。
(介護保険条例に定める本則額－軽減額＝区軽減後保険料額)
- ③表中の「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
また、繰越損失がある場合には、繰越控除前の金額をいいます。
- ④土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等にかかる雑所得が合計所得金額から控除されます。
- ⑤「課税年金収入額」とは、公的年金等の収入金額(障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給総額)を指します。
- ⑥第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。
- ⑦端数処理のため基準額×保険料率が保険料と一致しない場合があります。